

第 1 3 回審議会が開催されました。

開催日時 : 平成 1 8 年 1 月 3 0 日 (月曜日) 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 3 2

開催場所 : 向洋駅周辺まちづくり事務所会議室

出席者 : 委員 1 0 名 (定員 1 0 名) 、 町長、町職員 5 名

会議の概要 : 審議会副会長に宅地所有者委員の番本 守彦 (ばんもと もりひこ)
さんが選出されました。

土地区画整理法の改正に伴う施行条例の改正について
施行者から説明しました。また換地設計基準の一部
改正について、審議会の同意がなされました。



改正の概要 : 土地区画整理法の改正により、町が事業を施行する根拠となる条項が土地区画整理法
第 3 条第 3 項から同条第 4 項へ繰り下げられたことに伴い、施行条例も根拠条項が整合
するよう改正されました。また換地設計基準についても同様の改正を行うものです。
なお、施行条例、換地設計基準いずれについても条文内容の改正はありません。

権利の申告、相続の届出をお願いします。

土地区画整理事業では、土地についての権利はそのまま換地に移りますが、これらの
権利が未登記で申告等がない場合、町はその権利の実態を把握できないため、権利
の目的となるべき仮換地などの指定を受けることができません。

換地設計に皆様がお持ちの権利を正しく反映させるためにも、土地について未登記
の権利をお持ちの方は、権利の申告をお願いします。また、登記されている権利や、
すでに申告されている権利について、相続などによる変更があった場合も届け出てい
ただくようお願いします。

権利の申告や相続の届出などの様式は向洋駅周辺まちづくり事務所にあります。お気軽にお問い合わせ
ください。

今月の日曜相談日は、2月19日です。

事業に関して個別に相談したいが、お仕事の都合等で平日はなかなか時間がとれない
という方も多いことと思います。この機会にお気軽にご相談ください。

場所 … 向洋駅周辺まちづくり事務所

日時 … 2月19日 (日曜日) 朝 9 時 0 0 分 ~ 昼 1 2 時 0 0 分

